

参考資料 3

学校利用に関する支援業務

現在、組合市町教育委員会が想定している学校利用の条件は下記のとおり。

【共通事項】

- (1) 学校利用時の監視員等の人員配置は一般利用時と同程度とする。
- (2) 学校利用時の児童・教員の着替えは、本施設内で行うものとする。
- (3) 1回の授業における最大利用人数は45名程度を予定しているが、男女別に45名程度実施する可能性があることから、更衣室の運用方法の工夫により対応する。
- (4) 学校利用時には、一般利用者と児童の動線は交わらないよう配慮すること。なお、児童の入退は学校側の管理のもと行うこととする。
- (5) 学校利用時の専用の下足箱等の設置は不要とするが、管理方法については事業者からの提案によるものとする。
- (6) 低身長の子供への対応として、温水プール使用時には、プールフロアを設置することとし、プールフロアの設置・入替は、授業の運用に支障が出ないよう事業者側で行うこと。また、プールフロアの配置は授業の運用方法に合わせ、適宜変更できるようにすること。

○参考

1. 学校利用を検討している学校数（ただし、いずれも学校利用開始時期は未定）

笠岡市	小学校 10 校，中学校 7 校
里庄町	中学校 1 校

2. 学校利用を実施する期間（ただし、利用回数等は未定）

笠岡市	定休日を利用して学校利用することを想定
里庄町	6月から7月で実施することを想定